

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	2	府省庁名 文化庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	国等への美術品の寄贈に係る寄附金控除等の特例措置の拡充	
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国等に対して財を寄附する際の寄附金控除</p> <p>・特例措置の内容 我が国にとって重要な美術品の散逸や流出防止等を図るため、国・地方自治体・独立行政法人等に対する美術品の寄贈に際して、以下の内容を要望する。</p> <p>① 現行制度では、寄贈に際して国税庁長官の承認を受けたみなし譲渡所得課税の免除に係る特例を適用する場合、当該寄贈に係る寄附金控除の適用金額について「取得価額」とされているところ、「時価相当額」に拡充する。</p> <p>② 現行制度では、寄贈に際して取得価額が不明な場合、税務計算上、当該取得価額については「時価の5%」とみなすこととされているところであるが、然るべき鑑定団体等による合理的な推計値を算出することが可能な場合、取得価額については当該推計値を使うことを可能とする。</p>	
関係条文		
減収見込額	<p>[初年度] ▲114 (-) [平年度] ▲114 (-)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 我が国にとって、文化芸術活動によって生み出される文化的資産は、我が国の文化水準を向上させるだけでなく、経済活動・社会活動への活用を通じて、様々な付加価値を生み出す源泉となる。とりわけ美術品は、地域活性化などの経済的価値や、共生社会の実現や国民のウェルビーイングの向上などの社会的価値の実現といった観点からも重要な意義を持つ（令和3年3月30日 文化審議会文化政策部会アート市場活性化ワーキンググループとりまとめより）。</p> <p>近年では、現存作家による現代美術作品の創作も盛んであり、こうした作家・作品の中には海外のアートマーケットや市場で高く評価されるものも増えてきている。こうした、いわば将来の文化財ともいえるべきこうした美術品については、できるだけ公開・保存・管理能力が高い国内の美術館等に收藏され、展示等を通じた様々な付加価値向上の観点での活用がなされていくことが望まれる。</p> <p>(2) 施策の必要性 こうした中で、国内の美術館等への美術品の寄贈は、未だ限定的といえる状況にある（※1）。特に現代美術作品であって、海外で高い評価を得られる作品については、オークション等でも高い評価額が付くことから、海外のコレクターや美術館等の手に渡るケースも多い（※2）。</p> <p>こうした現代美術作品の保有者にとっては、多くの場合、将来的な相続対策や資産管理の観点からも、国内の美術館等に寄贈することによる税務上のメリットよりも、国内外で売却することの方が望ましい。そのため、将来的には我が国の文化財となる貴重な美術作品が相次いで散逸・流出している。</p> <p>こうした問題の背景には、諸外国と比べた税制メリットの違いを指摘する声が多い。つまり、米国やシンガポール、欧州諸国（英国・フランスなど）では、国内美術館等への美術品の蓄積を促す観点から、寄贈に</p>	

	<p>係る十分な寄附金控除等の制度が整備されているのに対して、我が国では美術品の寄附金に関する税務上のメリットが小さい。特に、国・自治体・独法・公益法人等に対して寄贈する場合、みなし譲渡所得課税が非課税となる代わりに、当該非課税措置が適用される金額相当分が寄附金控除対象額から控除されることとなっており、これにより寄附者の寄贈メリットが小さくなっている。</p> <p>今回要望を通じて、寄附金控除の適用金額が拡充されることにより、将来文化財となるような美術品の所有者が国内の美術館等に寄贈するインセンティブを高めることに繋がり、それは美術品の利活用を通じた経済的・社会的付加価値創出に資する。</p> <p>(※1) 寄贈実績</p> <p>独立行政法人国立美術館及び国立文化財機構への寄贈件数は、それぞれ 70 件と 155 件（令和 2 年度）。一方で、米国シカゴ美術館及びメトロポリタン美術館への寄贈件数（時価 2.5 万ドル以上）は、それぞれ 476 件と 224 件（2015 年）に上り、大きな差がある。</p> <p>(※2) 海外流出の事例</p> <p>2019 年に逝去した医師・廣瀬輝夫に対し草間彌生が贈った 11 点の作品が、2021 年 5 月 12 日にボナムズでオークションにかけられ、落札価格は合計で 10 億円以上に上り、その落札者の多くが海外のコレクターとみられる。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○政策目標 12 文化芸術の振興 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成 ○『文化経済戦略』（2017年12月27日 内閣官房・文化庁策定） 1. 未来を志向した文化財の着実な継承とさらなる発展 （略）また、文化財の価値や重要性を理解するには、国民がそれらを鑑賞する機会を多く作ることも必要であり、特に、その役割を担うのが、美術館・博物館である。美術館・博物館が、各地域の社会的・文化的な背景に適応した形で文化財の収集や調査研究を行い、適切に保存した上で積極的な活用を推進することで、文化財の価値やそれらを継承することの大切さを多くの人々に伝えることができ、保存に対する認識も高まっていくという好循環を生み出すことができる。このように、文化財にとって保存・活用は一体として考えるべきであり、所有者、国、自治体（地域）、美術館・博物館等文化財に関わる者が各々の役割を果たしつつ、連携して総合的な施策を行うことで、次世代に文化財が確実に継承され日本の文化の更なる発展につながるものである。</p> <p>○『成長戦略フォローアップ』（令和3年6月18日 閣議決定） （11）文化芸術資源を活用した経済活性化 i）「文化芸術推進基本計画」及び「文化経済戦略」の推進 ・文化芸術界、経済界及び行政の3者が対話する場である「文産官連携会議」等を活用し、文化芸術資源・関連技術を利用した企業文化の変革やイノベーション創出を進め、文化芸術への投資と経済成長の好循環を構築する。特に、我が国アート市場の国際拠点化・活性化の実現に向けて、2021年度からは、新たに国際的なアートフェア・オークションの国内誘致や、海外市場の顧客を取り込むための環境整備を図る。</p>
	政策の達成目標	美術館等が当該美術品を活用した経済的・社会的価値の創出に向けた取組を行うため、個人による国・自治体・独立行政法人・公益法人等への美術品の寄贈を促進すること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久的措置
	同上の期間中の達成目標	美術館等が当該美術品を活用した経済的・社会的価値の創出に向けた取組を行うため、個人による国・自治体・独立行政法人・公益法人等への美術品の寄贈を促進すること。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	年間 389 件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本要望が実現されることにより、個人による美術館等への美術品の寄贈に当たっての税務上のインセンティブが高まり、実際に寄贈される美術品の件数が増加することが期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	○国等に対して財産を寄附した場合のみなし譲渡所得の非課税措置（措法 40 条）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	個人が美術品の寄贈を行うかどうかを判断する際には、税務上のメリットを判断した上で最適な方法を選択することとなる。その際、現行制度では、寄贈ではない手段を選ぶことの方が有利なインセンティブ設計となっているため、寄贈が進みにくい。こうした構造を変えるためには本要望に記載の措置が実現される必要がある。

税負担軽減措置等の 適用実績	—
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—

前回要望時の 達成目標	—
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	—